

障害者雇用安定促進助成金のご案内

～県では障害者の継続雇用を支援します～

ハローワークの特定求職者雇用開発助成金（特開金）の支給対象期間が満了した後も、引き続き障害者を雇用する中小企業事業主に対し、10万円を限度に山梨県が助成金を交付します。

※対象となる労働者を平成 27 年 4 月 30 日以前に雇入れている場合は取り扱いが異なります。

対象者ごとの助成金の額

- (1) 勤務時間が週 20～30 時間未満の重度障害者等（重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者、45 歳以上の身体障害者、45 歳以上の知的障害者）を引き続き雇用する場合 → 1 人につき 10 万円
- (2) 重度障害者等以外（45 歳未満の身体障害者、45 歳未満の知的障害者）を引き続き雇用する場合 → 1 人につき 5 万円
- (3) 助成対象期間は、特開金支給対象期間の終了日が属する月の翌月から 6 か月です。

国の特定求職者雇用開発助成金

対象区分	(勤務時間)	支給対象期間
重度障害者等	(週30時間以上)	36月
	(週20～30時間)	24月
重度障害者等以外	(週30時間以上)	24月
	(週20～30時間)	24月

特開金
受給終了後



山梨県の障害者雇用安定促進助成金

対象区分	(勤務時間)	交付対象期間 助成金額
重度障害者等	(週30時間以上)	対象外 [*]
	(週20～30時間)	6月 助成金10万円
重度障害者等以外	(週30時間以上)	6月 助成金5万円
	(週20～30時間)	6月 助成金5万円

*勤務時間が週30時間以上の重度障害者等を対象とする障害者雇用安定促進助成金は、特定求職者雇用開発助成金の支給対象期間が2年間から3年間に延長されたことにより、助成対象外となります。

交付の要件 次の(1)から(5)のすべてに該当する事業主

- 雇用保険の適用事業主であること。
- 資本の額若しくは出資の総額が3億円を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人を超えない事業主であること。
- 山梨県内在住の障害者を、ハローワーク又は適正な職業紹介事業者の紹介により常用労働者（1週間の所定労働時間が20時間未満の者を除く。）として県内の事業所に雇用し、特開金の受給終了後も引き続き雇用する事業主であること。
- 特開金を支給対象期間満了日まで受給していること。
- 県版ジョブコーチ等による職場定着のための巡回訪問の受け入れに同意すること。

手続き等

○交付要件を満たす事業主の方は、特開金支給対象期間の終了後2か月以内に「継続雇用計画書」に、次の書類を添付し、下記までご提出ください（郵送可）。

- 特開金の支給決定通知書（最終期以前のもので可）の写し
- 交付対象者であることを証する書類（障害者手帳等）の写し
- 障害者雇用安定促進助成金に係る情報提供承諾書（裏面をコピーしてご利用ください。）

○継続雇用計画書の到着後、連絡の上、当該事業所を県版ジョブコーチ等が巡回訪問します。

○助成対象期間の経過後、改めて交付申請書を提出していただきます。

※その他ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ・提出先】〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県産業労働部 産業人材育成課 技能振興担当

TEL : 055-223-1566 FAX : 055-223-1560